

市内商店街の空き店舗を利用した 新規出店者を募集します

平成 29 年度 所沢市空き店舗活用・新規創業支援出店補助事業

市内在住者又は市内に本拠のある法人で、市内商店街内の 3 ヶ月以上の空き店舗に新規出店する事業者を対象に、

- ・空き店舗等の保証金
- ・店舗の内外装の改修工事費、機材の設置費用(機材代金は除く)
- ・新規出店に係る宣伝費用(チラシの印刷費等)

の 3 分の 1 以内の額(限度額 120 万円)

応募内容を審査選考のうえ、予算の範囲内で支給いたします。

商店街の空き店舗に出店する小売業、一般飲食店その他サービス業等を営み、店舗で 1 週間当たり 5 日以上かつ日中に営業を行う店舗を対象としています。

詳しくは、裏面をご覧ください。

※補助金の振込は店舗開店後となります。

※空き店舗は不動産屋等で各自探してください。市では紹介しておりません。

提出先

申請書類を市役所別館商業観光課に提出。

※応募書類が提出され次第、先着順で審査・決定していきます。

※予算が無くなり次第、受付を終了いたします。

※改装工事は、交付決定通知後に着手することが条件です。

※店舗開店及び実績報告書の提出は、年度内(3月末まで)に終了することが条件です。

申請書類

●申請書

●事業計画書(開店時の資金計画及び開店後 2 年間の収支計画を含む)

●添付書類

- ・住民票の写し
- ・個人は履歴書、法人等は定款・履歴事項全部証明書及び代表者の履歴書
- ・市税の滞納がないことの証明書
- ・空き店舗の賃貸借契約書の写し
- ・見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
- ・改修等にあつては、改修工事等の内容のわかる図面及び改修等の前の店舗内及び店舗の外観の写真
- ・店舗の現地案内図

※申請書類は市 HP から入手いただけます。

〔お問い合わせ〕

所沢市産業経済部商業観光課

電話:04-2998-9155 FAX:04-2998-9162

E-Mail: a9155@city.tokorozawa.lg.jp

対象

- 市内在住者又は市内に本拠のある法人で、市内商店街内の3ヶ月以上の空き店舗に新規出店する事業者
- 次のいずれにも該当しない個人又は法人等
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団に関係するもの
 - ・市税の滞納をしているもの
 - ・既に市内において商店街で事業を営んでいるものが、移転により別の場所で事業を行う場合で、移転前の店舗における営業を行わないもの
 - ・空き店舗の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族若しくはそれらの者と生計を一にするもの
- 次に掲げる要件のいずれも満たす事業であって2年間継続して行うもの。
 - ・商店街と一体となった活動が可能であると市長が認める地域(以下「対象地域」という。)内の空き店舗において事業を開始する小売業、一般飲食店その他サービス業等であること。
 - ・1週間当たり5日以上営業を行うこと。
 - ・1日のうち午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に営業を行うこと。
 - ・対象地域のにぎわいに貢献する事業であること。
- 次に掲げる事業は補助対象事業としません。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業である事業
 - ・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業を行う事業
 - ・申請した年度内に事業の開始を行わない事業
 - ・事業計画が2年分に満たない期間である事業
 - ・その他市長が不適切と認める事業
- 補助対象となる空き店舗は、次に掲げる要件のいずれも満たしたのもの
 - ・過去に商業の用に供され、営業されていた実績がある店舗物件
 - ・3箇月以上事業が行われていない状態が継続しているもの
 - ・地上1階部分又は2階部分の店舗
- 次に掲げる店舗は対象外となります。
 - ・大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナント型店舗物件であるもの
 - ・住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの。ただし、工事等により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。

補助対象経費

区分	細区分
保証金等	空き店舗、及び事業に必要な駐車場の賃貸借契約に当たり支払った、保証金に相当する費用
工事等の費用	(1) 店舗の内装及び外装の改修工事に係る費用 (2) 住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住居部分を明確に区分するための工事費用 (3) 事業に必要な備品の設置に係る費用
新規出店に係る宣伝費用	(1) ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用 (2) 新聞への広告折込に係る費用 (3) ホームページの制作に係る費用 (4) 雑誌等への広告掲載に係る費用 (5) 看板の作成及び設置に係る費用 (6) その他新規事業の開始に係る宣伝費用として市長が認めるもの

- 補助額は上記の補助対象経費の3分の1以内の額(限度額120万円)